

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第7級に該当するとして、障害等級第9級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は平成〇年〇月〇日自宅から最寄り駅まで自転車で出勤途中、乗用車と衝突し転倒して頭を負傷した。

請求人は症状固定後、障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級と認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

- (1) 自賠責では両側前頭・側頭部の脳挫傷が認められ、高次脳機能障害が残存しているため、精神・身体的な労働能力が一般平均人以下に明らかに低下し、右上肢の振戦もあり「神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」として第7級4号に該当するものと判断されていることから同様の決定を求める。
- (2) 事故後、精神的・身体的な就労能力は明らかに低下している。職場の理解と援助があるため、何とか就労の維持ができてきている状態である。したがって監督署長の9級という決定は誤りである。
- (3) 収穫の障害について受診した3病院の後遺障害診断書に記載されているとおり「臭覚脱失」であるため第12級12の決定を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

脳挫傷の状態と程度について主治医見意見書を依頼したところ、要旨『高次脳機能障害の4能力については、「意思疎通能力」は障害なし、「問題解決能力」「持続・持久力」「社会行動能力」については「わずかに喪失」その他の事項として耳鳴り、めまい、頭痛、右手の震え等のため以前出来ていた仕事がうまくこなせない。味覚、臭覚はほぼ脱失』との回答を得た。一方、地方労災医員に障害認定を依頼した結果、要旨『高次脳機能障害について「意思疎通能力」は異常を認めない、「問題解決能力」は相当程度喪失、「持続力・持久力」は多少喪失、「社会行動能力」はわずかに喪失し、神経学的異常として臭覚脱失とそれに伴う味覚低下が認められる。全体として通常の労務に服することはできるが、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限される。』との意見を得た。請求人は事故前の職場に復帰しているが、職場では必ずメモをとる等の努力をしており、高次脳機能障害の評価としては地方労災医員意見が妥当と認め、その程度は4能力の1つ以上の能力が「相当程度喪失」となっているため、「通常の労務に服することはできるが、高次脳機能障害のため、社会通念上その就労可能な職種が相当程度に制限されるもの」（9級の7の2）に該当すると判断した。

また、臭覚障害について〇病院の検査結果から臭覚の減退（14級の9）と認め、味覚障害について

は「基本 4 味質のうち 1 味質以上認知できないもの」に該当しないと判断し、障害等級に該当する程度ではないとした。

以上のことより、本件脳挫傷による全体の病像は高次脳機能障害（9 級の 7 の 2）、臭覚障害（14 級の 9）の併合の方法をもって評価すると 9 級となるため、「神経系統の機能または精神に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの」（9 級の 7 の 2）に該当すると判断した。

4 審査官の判断

- (1) 請求人に残存する障害は、脳の器質性障害として、高次脳機能障害と身体性機能障害を認める。
- (2) 高次脳機能障害の程度について○クリニック医師は、脳損傷または脊髄損傷による障害の状態に関する意見書において、意思疎通能力は特に問題ない。問題解決能力、持続力・持久力、社会行動能力は多少の困難があるが概ね自力でできるとの意見を述べている。

地方労災医員は意見書において、意思疎通能力には特に異常は認められなかった。明らかな近似記憶障害が認められ、また注意力の低下が窺われるため問題解決能力は相当程度喪失していると認められる。すでに復職し勤務しているが、業務のスピードが遅くなったなど、持続力、持久力が多少喪失していると考えられる。社会行動上明らかなトラブルなどはないが、受傷後イライラするなどわずかに能力が喪失していることが認められるとの意見を述べている。

したがって、高次脳機能障害の程度は 4 能力の 1 つ以上の能力が相当程度喪失と評価できるため「通常の労務に服することはできるが、高次脳機能障害のため、社会通念上その就労可能な職種が相当程度に制限されるもの」（9 級の 7 の 2）に該当すると判断する。

身体性機能障害について○クリニック医師は耳鳴り、めまい、頭痛、右手の震え等のため以前出来ていた仕事をうまくこなせない。味覚、臭覚はほぼ脱失と意見を述べている。

地方労災医員は、神経学的異常として嗅覚脱失とそれに伴う軽度の味覚低下が認められるとしている。

以上より、嗅覚脱失と評価でき、鼻の障害としては 12 級相当、また味覚障害については検査結果から 14 級相当と判断する。

- (3) 以上より請求人に残存する障害は「神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」（7 級の 3）に該当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 9 級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は、取り消されるべきである。